

和解契約書

特許第 6518878 号（以下「本特許権」という。）に係る特許法第 93 条第 2 項に基づく裁定請求（第 6518878 号特許裁定請求事件（2021 年裁定請求第 1 号）。以下「本件裁定請求」という。）に関し、請求人株式会社ビジョンケア、請求人株式会社 VC Cell Therapy（以下、請求人株式会社ビジョンケア及び請求人株式会社 VC Cell Therapy を総称して「請求人ら」という。）、請求人ら代表者高橋政代（以下「高橋」という。）、被請求人国立研究開発法人理化学研究所（以下「被請求人理化学研究所」という。）、被請求人国立大学法人大阪大学（以下「被請求人大阪大学」という。）、被請求人株式会社ヘリオス（以下「被請求人ヘリオス」といい、被請求人理化学研究所、被請求人大阪大学及び被請求人ヘリオスを総称して「被請求人ら」という。）及び住友ファーマ株式会社（以下「住友ファーマ」という。）は、以下のとおり和解契約（以下「本和解契約」という。）を締結する。

1. 請求人らは、本和解契約成立後、直ちに本件裁定請求を取り下げる。
2. 被請求人らは、請求人らが関与して行う RPE 不全症（萎縮型加齢黄斑変性及び滲出型加齢黄斑変性の一部（RPE 萎縮が大きく残るタイプ）を含む。）

を対象とした自由診療（以下「本自由診療」という。）において、請求人らが本特許権を実施して行う自家 iPS 細胞由来 RPE 細胞（MastCT-02）の製造、譲渡（本自由診療を行う医療機関に対するものに限る。）、使用（前述の譲渡を受けた医療機関による使用を含む。）に対して、本和解契約の条項が遵守されることを前提条件として、以下の条件において、本特許権を権利行使しないことを約する。

① 権利不行使期間 本和解契約成立後本特許権の存続期間満了まで

② 実施症例数 30 例まで（ただし、請求人らによる治療数が上記期間終了までに同症例数に達した場合には、その旨を被請求人らに伝えて症例数の増加を申し入れる。）

3. 請求人ら及び高橋と被請求人ヘリオス及び住友ファーマとは、互いに、今後行う事業（請求人らについては本自由診療、被請求人ヘリオス及び住友ファーマについては本特許権を実施して行う医薬品製造販売事業）について干渉せず、科学的知見に基づく学術論文又は学会発表（当該学会発表に関する質疑を含む。）において言及する以外では SNS 等による発信も含めて一切のコメントを行わないことを約する。

4. 請求人ら及び高橋は、被請求人ヘリオスが被請求人理化学研究所及び被請求人大阪大学との間で本特許権についての独占的実施契約の交渉を進める

ことを妨害せず、被請求人ヘリオス及び住友ファーマが本特許権を実施して行う治験並びにその後の医薬品製造及び販売に向けての一連の行為について、上記実施に関わる関係者（治験実施施設、委託先及び顧客並びにその候補者を含む。）と一切交渉しないことを約する（ただし、代理人弁護士による正当な交渉はその限りでない。）。

5. 請求人ら及び高橋と被請求人ヘリオス及び住友ファーマとは、本特許権を実施しない眼病疾患の治療・医薬品製造販売事業の分野においても、互いの事業に干渉をしない。
6. 被請求人ヘリオスは、現時点において本特許権の持分を第三者に譲渡する予定がないことを表明し、仮に譲渡する場合には、譲受人に対し本和解契約第2項に基づいて本特許権を権利行使しない義務を有している旨を必ず伝える。住友ファーマはこれを了知する。
7. 本和解契約の成立の経緯及び和解内容については、本紙、別紙1及び別紙2を以て公表する。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書5通を作成し、請求人ら及び高橋が1通、被請求人ら及び住友ファーマが各1通を保有する。

令和6年5月30日

株式会社ビジョンケア、株式会社 VC Cell Therapy 及び高橋政代

国立研究開発法人理化学研究所

国立大学法人大阪大学

株式会社ヘリオス

住友ファーマ株式会社

※代理人記名押印欄省略